

「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について

警察庁では、金属類を被害品とする窃盗が増加していることを踏まえ、一定の金属製物品について対価の総額が1万円未満となる取引であっても古物営業法（昭和24年法律第108号）の本人確認義務等の対象とすることを内容とする「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール（seianki-publiccomment@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント（古物）」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局生活安全企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和7年6月27日（金）から 令和7年7月26日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

法 ：古物営業法（昭和24年法律第108号）をいう。
規則：古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号）をいう。

1 命令等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

法第15条第2項第1号

3 命令等の内容

法第15条及び第16条は、それぞれ、古物商に対し取引の相手方の本人確認義務及び取引時の帳簿等への記載義務（以下「本人確認義務等」という。）を課しているが、対価の総額が1万円未満となる取引については、これらの義務を免除している（法第15条第2項、規則第16条第1項）。ただし、オートバイ、家庭用コンピュータゲームソフト、CD・DVD類及び書籍については、盗難等の被害が多く古物市場への盗品等の流入が多いことから、例外的に取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等を免除しないこととしている（規則第16条第2項）。

近年、金属類を被害品とする窃盗の被害が急増していることを踏まえ、金属製物品のうち、近年窃盗の被害が特に多い電線、グレーチング、エアコン等の室外機の古物市場への流入を抑止するため、規則を改正し、古物に該当する電線、グレーチング、エアコン等の室外機についても、取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象とするものである。

4 施行期日

令和7年10月1日から施行する。